

# 福岡県公報

平成 25 年 4 月 2 日  
第 3 千 4 百 八 十 四 号  
増刊 ①

## 目次

### 告 示 (第五百九十三号)

○用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定の一部を改正する告示

(建築指導課) …………… 一

## 告 示

### 福岡県告示第五百九十三号

用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定(平成十五年十二月福岡県告示第二千二百五十一号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月二日から施行する。

なお、準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定(平成二十二年三月福岡県告示第六百三十三号)は廃止する。

平成二十五年四月二日

福岡県知事 小川 洋

表宗像市の項中

宗像市
(一)
都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域の全部
の二〇分
の六
一・五
二・五

を

宗像市
(一)
都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域のうち、神湊及び鐘崎を除く区域の全部
の二〇分
の六
一・五
二・五
(二)
都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域のうち、神湊及び鐘崎の区域の全部
の二〇分
の七
一・五
二・五

に改める。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)